

# 松戸市立小金北中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日現在

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは絶対に許されない」との強い認識を持つ
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う
- (3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む

### 2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置する傍観者となってはならない
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない

### 3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、いじめに加担するようなことがあってはならない
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない
- (3) 学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない

### 4 いじめの定義（法2条）

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう

### 5 いじめの解消について

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3か月を目安とする

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

##### ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭および必要に応じて校長が指名した職員により構成する組織を設置する

##### イ 組織の役割

- ・いじめの未然防止に向けて具体的な計画の立案、実施、考察等の中心となる
- ・いじめ相談窓口としての役割を果たす
- ・いじめ事案が発生した場合の対応方針、組織構成メンバー等を決定し、いじめ解消に努める
- ・必要に応じて関係機関との連携を推進する

##### ウ 会議の開催

- ・定例会を実施する
- ・毎月のいじめアンケート後に報告及び検討のための会議を実施する
- ・重大事態が発生した場合に本部として対応する

#### (2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

##### ア いじめの未然防止について

###### ①教師の人権意識の向上

- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することへの共通理解を図る
- ・過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることを共通理解する
- ・リレーションづくりのために必要な活動についての研修を深める

###### ②分かる授業の実施

- ・基礎基本の定着を図る
- ・生徒の「自己存在感」をもたせる場面や、「自己決定」の場面を与える

###### ③道徳教育の充実と規範意識の育成

- ・法やルールの意義を理解し遵守する
- ・実践に結びつく道徳性の育成を図る
- ・自己肯定感を持ち、他との違いを認め、尊重する態度を育成する
- ・年に1度外部講師からソーシャルネットワークの正しい使い方を学ぶ

###### ④生徒会活動を中心とした自発的活動

- ・いじめゼロ宣言に基づいた標語作成活動を行う
- ・ボランティア活動を通じての思いやりの心と自己有用感を育成する

##### イ いじめの早期発見について

###### ①定期的なアンケート調査

- ・毎月月末に生活アンケートを実施する
- ・夏休み後、冬休み後の生活アンケートを実施する
- ・Q-U調査を年2回実施する

###### ②教育相談の充実

- ・年に2回、教育相談週間を設定し、生徒または保護者との面談を実施する
- ・毎月のアンケートの中に相談窓口を設定し、要望に応じでどの職員でも面談ができるようにする。

- ・スクールカウンセラーの役割を生徒に周知し、活用を推進する
- ・生活記録ノート等を活用して自己開示を進めるとともに「話す勇氣」を持たせる
- ・休み時間、昼休み、放課後等授業時間外の生徒の人間関係を観察する

### ③相談窓口の周知

- ・相談担当者氏名を生徒保護者に知らせる
- ・スクールカウンセラーの役割を保護者に周知し、活用を推進する
- ・いじめ相談専用ダイヤルカード（関係機関より送付）を配布する

### ④保護者との連携

- ・アンケートや教育相談等においていじめの可能性が生じた場合、当該教師は速やかに保護者への電話連絡、必要があれば面談を行うものとする

## ウ いじめを認知した場合の対応

### ①正確な事実確認

- ・ひとつの事象にとらわれずにいじめの全体像を把握する
- ・複数名で聞き取りを実施し、不適切な聴取方法がないようにし、記録を保存する
- ・いじめた生徒がいじめられた生徒や通報者に圧力（物質的・精神的）をかけることの無いように配慮する
- ・事実調査の結果を被害生徒とその保護者に情報提供をし、また加害生徒とその保護者へいじめの事実の報告する面談を設け、通知する

### ②対応チームの発足

- ・「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に対応チームを発足させる
- ・対応チームのメンバー、役割分担を決定
- ・指導のねらいを明確にし、全教職員の共通理解を図り、それぞれの役割分担を確認する

### ③いじめられた生徒への支援

- ・徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える
- ・今後の対応について説明し、不安な点を聞き取り、その対応策を示す
- ・表面的に解決したと判断せず、観察・支援を継続することを伝える

### ④関係機関との連携

#### (a)教育委員会との連携

- ・問題解決に向けて、指導助言等必要な支援を受ける
- ・相談連絡が入った場合は、情報提供を求める
- ・いじめの状況について報告、情報協働有をする
- ・いじめを理由に3日欠席した場合、当事者とその過程へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に合わせて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する
- ・出席停止について協議する

#### (b)子ども家庭センター、松戸市少年センターと連携し、相談電話を受理した場合には情報の提供を依頼し、事実確認に努める

#### (c)いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る

#### <主な関係機関の連絡先>

松戸市教育委員会児童生徒課：047-366-7461

松戸市こども家庭センター：047-366-3941

松戸市少年センター：047-366-7464

松戸東警察署：047-349-0110

東葛少年センター：047-162-7867

## エ 指導について

### ①いじめられた生徒への指導

- ・いじめられた生徒に寄り添い、心のケアを行うため、スクールカウンセラーによる面談を実施する
- ・家庭での様子を聞き、より効果的な支援の方法を協議し実践する
- ・いじめの状況について定期的に報告し、情報の共有を図る教職員が組織的に取り組み、いじめられた生徒の見守りを行う

### ②いじめた生徒への指導

- ・いじめた生徒が真の反省の機会を得られるように指導を行う
- ・再びいじめをしない様毅然とした指導を継続して行う
- ・保護者に事実を説明し、今後の協力体制を強化する
- ・必要に応じて、学校・保護者・関係機関等と協議の上、出席停止等の措置をとる

### ③観衆、傍観者への指導

- ・「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在もいじめ加害者であるという認識のもと指導を行う
- ・周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめを助長する存在であるという認識のもと指導する

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合【法第28条第1項第1号】（以下、「1号重大事態」という）
- ②いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合【法第28条第1項第2号】（以下、「2号重大事態」という）  
（文部科学省「生徒指導提要」より）

※上記以外にも、児童生徒・保護者からの申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる

### (2) 重大事態の対処

- ①対応チームで重大事態と判断するか否かを決定する
- ②重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会児童生徒課へ速やかに報告をする
- ③教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する
  - ・1号重大事態は教育委員会等（第三者委員会）が、2号重大事態は学校が調査主体になることが原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者（弁護士、心理士等）を加えた組織で調査を行う。
- ④組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する
- ⑤調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。併せて、いじめを行った生徒・保護者にも情報を提供する。
- ⑥調査結果を教育委員会児童生徒課へ報告する
- ⑦事態の改善に向けて対応を進め、状況を定期的に本人・保護者に提供する

## 3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の公表・評価・点検

### (1) 公表について

- ①学校ホームページで「学校いじめ防止基本方針」を公表する
- ②生徒や保護者、関係機関に対して「学校いじめ防止基本方針」を説明する

(2) 評価について

- ①年度毎に学校評価を活用し、いじめ防止の取組について生徒、保護者、教職員の評価を実施する
- ②評価結果を分析し、取組の改善を図る
- ③評価結果を学校便り等で公表し生徒、保護者、地域へ周知する

(3) 点検について

- ①年度毎にいじめ防止のための組織を中心に、全職員および保護者、関係機関、地域住民の参画を得ながら基本方針の点検を行う
- ②必要があると認められるときは、改善のための見直しを行う